

「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」及び 「企業結合審査の手続に関する対応方針」の改定の概要

令和元年 12月 17日

公正取引委員会

企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針（平成 16 年 5 月 31 日公正取引委員会）：企業結合ガイドライン

企業結合審査の手続に関する対応方針（平成 23 年 6 月 14 日公正取引委員会）：企業結合手続対応方針

経緯・趣旨

近年、デジタル分野の企業結合案件に的確に対応する必要性が高まってきており、成長戦略実行計画（令和元年6月21日閣議決定）等を踏まえ、企業結合ガイドライン及び企業結合手続対応方針を改定。

企業結合ガイドラインの改定のポイント①

1 一定の取引分野の画定

(1) デジタルサービス等の特徴である多面市場の場合の考え方の明記

基本的に、それぞれの需要者層ごとに一定の取引分野を画定し、プラットフォームが異なる需要者層の取引を仲介し、間接ネットワーク効果が強く働くような場合には、それぞれの需要者層を包含した一つの一定の取引分野を重層的に画定する場合がある（別紙1P7）。

(2) 価格ではなく品質等を手段とした競争が行われている場合の考え方の明記

ある地域におけるある商品の品質等が悪化した場合に、又は、ある地域においてある商品の提供を受けるに当たり需要者が負担する費用が上昇した場合に、当該商品及び地域について、需要者が当該商品の購入を他の商品又は地域に振り替える程度を考慮することがある（別紙1P8）。

(3) デジタルサービス等の商品範囲・地理的範囲の画定に当たっての考慮事項の明記

商品範囲：利用可能なサービスの種類・機能等の内容面の特徴、音質・画質・通信速度・セキュリティレベル等の品質、使用可能言語・使用可能端末等の利便性などを考慮（別紙1P10）。

地理的範囲：需要者が同一の条件・内容・品質等で供給者からサービスを受けることが可能な範囲や供給者からのサービスが普及している範囲などを考慮（別紙1P13）。

企業結合ガイドラインの改定のポイント②



2 競争の実質的制限（水平型企業結合）

(1) 研究開発を行っている企業が企業結合を行う場合の考え方の明記

当事会社が研究開発中の財・サービスについて、市場に供給された後に当事会社間で競合する程度が高いと見込まれる場合は、そうでない場合と比較して、企業結合がなければ実現したであろう研究開発後の当事会社間の競争が減少することや、当事会社の研究開発に対する意欲が減退することによる競争への影響が大きい（別紙1P22～23）。

(2) デジタルサービスの特徴（多面市場、ネットワーク効果、スイッチングコスト等）を踏まえた競争分析の考え方の明記

直接ネットワーク効果が働く場合には、当該直接ネットワーク効果も踏まえて企業結合が競争に与える影響について判断する。特に、シングル・ホーミングの場合には、マルチ・ホーミングの場合と比較して、直接ネットワーク効果が競争に与える影響は大きい。

また、プラットフォームを通じた多面市場において、間接ネットワーク効果が働く場合には、当該間接ネットワーク効果も踏まえて企業結合が競争に与える影響について判断する（別紙1P23～24）。

ネットワーク効果の存在やスイッチングコスト等のために需要者が当事会社グループから他の供給者へ供給先の切替えを行うに当たっての障壁が高い場合など、需要者にとって当事会社グループから他の供給者への供給先の切替えを行うことが容易ではない場合には、需要者からの競争圧力が働きにくい（別紙1P29）。

(3) 複数事業者による競争を維持することが困難な場合の考え方の明記

複数の事業者が事業活動を行うと、効率的な事業者であっても採算が取れないほど一定の取引分野の規模が十分に大きくなく、企業結合がなくても複数の事業者による競争を維持することが困難な場合には、当該複数の事業者が企業結合によって1社となったとしても、当該企業結合により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと通常考えられる（別紙1P31）。



企業結合ガイドラインの改定のポイント③



3 競争の実質的制限（垂直型企業結合・混合型企業結合）

最近の審査結果を踏まえて、垂直型企業結合と混合型企業結合に係る競争分析の考え方をそれぞれ詳細に記述しつつ、デジタル分野等においてデータ等の重要な投入財を有する企業を買収する場合の考え方を明記。

(1) データが市場で取引され得るような場合の他社へのデータの供給拒否等の考え方の明記

競争上重要なデータを有する川上市場のA社と、当該データを活用してサービス等を提供する川下市場のB社が垂直型企業結合を行う場合、A社によるB社の競争者へのデータの供給拒否等により、川下市場の閉鎖性・排他性が生じる場合がある。

なお、データに限らず、知的財産権等の競争上重要な投入財についてもデータの考え方を準じて判断する。（別紙1 P41～42）

(2) データ等の重要な投入財を有するスタートアップ企業等を買収することによる新規参入の可能性の消滅の考え方の明記

ある市場において既に事業を行うA社が、その事業を行っていないがデータ等の重要な投入財を有し、当該市場に単独で又は他の会社と企業結合を行った上で参入した場合に有力な競争者となることが見込まれるB社と混合型企業結合を行うことにより、B社の新規参入の可能性を消滅させる場合には、そうでない場合と比較して、競争に及ぼす影響が大きい（別紙1 P52～53）。

(3) データの競争上の重要性等の評価の考え方の明記

(2)の状況におけるデータの競争上の重要性等の評価に当たっては、データを有する一方当事会社のB社が、

- ① どのような種類のデータを保有・収集しているのか
- ② どの程度の量のデータを保有しており、日々どの程度広い範囲からどの程度の量のデータを収集しているのか
- ③ どの程度の頻度でデータを収集しているのか
- ④ 保有・収集するデータが、他方当事会社のA社の商品市場におけるサービス等の向上にどの程度関連するのか
といった点を考慮に入れる。

また、A社の商品市場の競争者が入手可能なデータと比較して、B社が保有・収集するデータが上記①～④の観点からどの程度優位性があるのかを考慮に入れる（別紙1 P53）。

企業結合手続対応方針の改定のポイント



(1) 買収に係る対価の総額が大きい企業結合計画の審査

被買収会社の国内売上高等に係る金額のみが届出基準を満たさない企業結合計画（届出不要企業結合計画）のうち、買収に係る対価の総額が大きく、かつ、国内の需要者に影響を与えると見込まれる場合には、当事会社に資料等の提出を求め、企業結合審査を行う（別紙2P3～4）。

(2) 相談することが望まれる企業結合計画

届出不要企業結合計画について、買収に係る対価の総額が400億円を超えると見込まれ、かつ、以下の①から③のいずれかを満たすなど当該届出不要企業結合計画が国内の需要者に影響を与えると見込まれる場合には、当事会社は、公正取引委員会に相談することが望まれる。

- ① 被買収会社の事業拠点や研究開発拠点等が国内に所在する場合
- ② 被買収会社が日本語のウェブサイトを開設したり、日本語のパンフレットを用いるなど、国内の需要者を対象に営業活動を行っている場合
- ③ 被買収会社の国内売上高合計額が1億円を超える場合（別紙2P4）

(3) 企業結合審査において参考とする資料の例として、当事会社の内部文書を明記

当事会社の認識を確認するために、当事会社の内部文書（例えば、当事会社の取締役会等の各種会議等で使用された資料や議事録等、当事会社が企業結合の検討及び決定に当たり企業結合の効果等について検討・分析した資料、企業結合の検討に関与した当事会社の役員又は従業員の電子メール等）の提出を求めることがある（別紙2P8～9）。